

【難民行政40年】年表：日本の難民に関する国内外の動き（～2021年9月）

2022年3月  
難民研究フォーラム

※難民研究ジャーナル第11号掲載の報告「難民行政40年：日本における難民保護の変遷と課題」の参考資料として作成  
※ピンク：個別案件、青：国際社会の動向、緑：国会の動き、黄：行政の動き、オレンジ：支援団体の動き、赤：その他

年月日	国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
1965年 12月 21日	人種差別撤廃条約採択			1969年1月4日発効。	
1966年 12月 16日	国際人権規約採択			社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）は1976年1月3日、自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）は1976年3月23日に発効。	
1967年 1月 31日	難民の地位に関する議定書採択			同年10月4日発効。	
9月 27日		【ケース】台湾出身の政治活動家が本国に強制送還される		強制送還停止の仮処分申立てをしている中での送還だった。前日は別の活動家が送還されそうになっており、その背景には、日本で麻薬売買等で逮捕された台湾出身者10人の引き取りの代わりに、独立派を1人抱き合わせにして送還する内容の密約があったと言われている。	①
12月 14日	領域的庇護に関する宣言採択				
1968年 3月 27日		【ケース】台湾出身の政治活動家が本国に強制送還される		柳文卿氏。前日午後に出頭し、退去強制令書が執行され、収容されていた。退去強制令書執行停止の申立てが行われていたが、政府は「（訴訟が提起されたことを）正式に知りましたのは...本人が飛行機で立ったあと②）だった」としている。	②
1969年 6月 12日		日本社会党「政治亡命者保護法案」（議員立法）提出		その後、1976～80年にかけて4回法案を提出。難民条約加入が承認された第94回国会でも、継続審議とされていた。	③
9月 10日	OAU（アフリカ統一機構）難民条約採択			1974年6月20日発効。	
1974年 4月 30日			アムネスティ・インターナショナル日本設立	台湾人留学生の強制送還をきっかけに設立された。	④
1975年 4月 17日	ブノンペン陥落				
4月 30日	サイゴン陥落				
5月 12日		日本に初めてポート・ピープルが上陸する			⑤
10月 14日	UNHCR執行委員会：結論第1			国際保護に関する全体小委員会の設置等について。	
12月 9日	UNHCR：国連総会決議により、インドシナ三国から脱出してくる人を包括的に難民として保護する権限を与えられる				⑥
1976年 1月 26日		【ケース】最高裁：尹秀吉氏上告棄却		1951年に来日し、南北平和統一運動に従事していた。送還先を韓国とする退去強制令を受け、自らが政治犯罪人であるとして行政訴訟を提起。1969年の地裁勝訴、1972年の高裁敗訴の後、最高裁は「送還されたとしても処罰される恐れはなかった」「政治犯罪人不可引渡の原則は未だ確立した一般的な国際慣習法であると認められない」として上告を棄却。ただし、政治的判断により退去強制令は執行されず、尹氏の実事上の在留継続が認められた。	⑦⑧⑨
1977年 1月 10日	領土的庇護に関する全権会議				
9月 20日		閣議了解「ヴェトナム難民対策について」		内閣に「ヴェトナム難民対策連絡会議」を設置するとした。	
10月 ー	UNHCR執行委員会：結論第6			ノン・ルフールマンについて。	
10月 ー	UNHCR執行委員会：結論第8号			難民の地位の認定について。難民認定手続きにおよび基準に関する手続きの発行をUNHCRに要請し、1979年の「難民認定基準ハンドブック」の発行につながる。	
1978年 4月 28日		閣議了解「ヴェトナム難民の定住許可について」		一時滞在中のベトナム難民について、一定の条件に該当する者に定住を目的とする在留を許可するとした。	
夏 ー	民主化運動「北京の春」開始			1979年3月に中心となる活動家を逮捕、その後1981年4月まで主な活動家の逮捕が続き、鎮圧された。	⑩
10月 4日			最高裁：マクリン判決		
1979年 4月 3日		閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」		当面の定住枠を500人とし、定住希望者に対する日本語教育、職業紹介、職業訓練を行うとした。	
6月 21日		日本：国際人権規約批准		同年9月21日発効。	
7月 13日		閣議了解「インドシナ難民対策の拡充・強化について」		定住許可条件を緩和し、「ヴェトナム難民対策連絡会議」を「インドシナ難民対策連絡調整会議」に改組するとした。	
7月 20-21日	第1回「インドシナ難民問題国際会議」開催			ポート・ピープルに対する対処や保護に関する検討を行った。	⑪
8月 1日	UNHCR：駐日事務所開設				
10月 ー		日本：UNHCR執行委員会参加			
11月 2日		アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）発足		政府の委託を受けたもの。インドシナ難民定住促進事業を開始。	⑫
ー ー	UNHCR：難民認定基準ハンドブック発行				
1980年 6月 17日		閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」		定住枠を1,000人に拡大。ベトナムからの家族呼び寄せを認め、定住許可条件を緩和するとした。	
1981年 3月 13日		閣議決定「難民の地位に関する条約の締結について国会の承認を求める件」「難民の地位に関する議定書の締結について承認を求める件」			
4月 28日		閣議了解「インドシナ難民の定住枠の拡大について」		定住枠を1,000人から3,000人に拡大し、元留学生などを定住枠に含めるとした。	
6月 5日		国会「難民の地位に関する条約の締結について国会の承認を求める件」「難民の地位に関する議定書の締結について承認を求める件」承認			
6月 12日		「出入国管理令の一部を改正する法律」「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」（閣法）公布		1982年1月1日施行。「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法」に改め、「難民の認定を受けようとする者は、入国後原則として六十日以内にその申請をしなければならぬこと」「法務大臣が難民であると認定したときは、難民認定証明書を交付すること」「被送還者が人種、宗教、政治的意見等を理由として迫害を受けるおそれのある国へは原則として送還しないこと」等の規定を設ける。また、「国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法の一部を改正して、これらの法律における国籍要件を撤廃」した。	⑬
7月 17日		閣議了解「難民一時庇護センター設置について」		レセプション・センターの運営を財団法人アジア福祉教育財団に委託するとした。	
8月 1日		日本：条約法に関するウィーン条約発効			
10月 3日		日本：難民条約加入		1982年1月1日発効。	
11月 25日		厚生省保険局国民健康保険課長通知「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」		保険発第84号。「法務大臣の認定を受けている難民」を国民健康保険適用の対象とするとした。加えて、外国人登録を行っている者や、短期滞在者であっても1年以上の滞在が認められる者を、国民健康保険の対象とした。	
1982年 1月 1日		日本：難民の地位に関する議定書加入		同日発効。	

①宮崎繁樹「国際人権法と難民の保護」『難民からみる世界と日本：アムネスティ・インターナショナル日本支部人権講演録』現代人文社、1998年、175～205頁。  
②中川進入管理局長の発言、第58回国会参議院予算委員会13号、1968年4月4日。  
③宮崎繁樹参考人の発言、第94回国会衆議院外務委員会14号、1981年5月14日。  
④難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民行政40年を振り返る：阿部浩己氏のインタビュー」[<https://refugeestudies.jp/40yrs-policy/>]（2022年3月25日）。  
⑤難民事業本部「日本の難民受入れと国際社会の動き（年表）」[[http://www.rhq.gr.jp/japanese/knowi-nan\\_popt1.htm](http://www.rhq.gr.jp/japanese/knowi-nan_popt1.htm)]（2021年11月21日）。  
⑥難民事業本部「難民とは」[<https://www.rhq.gr.jp/i-nanmin/>]（2022年2月16日）。  
⑦難民問題研究フォーラム『日本の難民認定手続き—改善への提言』現代人文社、1996年。  
⑧尹秀吉氏の政治亡命を実現する会『政治亡命訴訟—尹秀吉氏の訴え—』尹秀吉氏の政治亡命を実現する会、1976年。  
⑨稲葉修法務大臣の発言、第77回国会衆議院予算委員会7号、1976年2月4日。  
⑩アムネスティ・インターナショナル『日本における難民の保護—国際的な義務を果たさない日本政府』日本評論社、1993年。  
⑪佐藤以久子「ヴェトナム難民への国際的保護 1975年～1995年」神戸大学大学院、1995年。  
⑫難民事業本部「難民事業本部について」[<https://www.rhq.gr.jp/outline/>]（2022年2月16日）。  
⑬奥野誠法務大臣の発言、第94回国会衆議院法務委員会11号、1981年5月8日。

年月日	国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
1982年 7月 6日		行政管理庁「難民行政監察結果に基づく勧告」		インドシナ難民への対応について、「収容・保護」を民間団体に依存していることから、長期滞在施設の設置を求めた。また、個別難民への対応について、「外務省は、個別難民(亡命者)の多くが、第三国への定住を希望する状況にあり...外交的側面が強いことにかんがみ...個別難民が保護を求めてきた時点から、第三国に出国するか又は我が国での難民認定を受けるまでの間、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し、必要な保護を行うための予算措置を講ずる等保護体制を整備する必要がある」とした。	
1983年 4月 1日		RHQ: 国際救援センター開設			⑫
11月 1日		閣議了解「インドシナ難民の定住枠の拡大について」		定住枠を3,000人から5,000人に拡大。	
11月 8日	UNHCR執行委員会: 結論第30号			明らかに理由がないかまたは濫用された難民の地位もしくは庇護の申請の問題について。	
— —		外務省: 難民認定申請者に対する保護措置(保護費)開始		1982年7月6日の難民行政監察結果に基づき実施。1995年4月よりRHQに業務委託。	⑭
1984年 5月 25日			「国籍法および戸籍法の一部を改正する法律」公布	1985年1月1日施行。女子差別撤廃条約批准に向け、出生による国籍の取得について、両系血統主義を採用し、重国籍者の国籍選択制度を新設。	⑮
11月 22日	カルタヘナ宣言				
12月 10日	拷問等禁止条約採択			1987年6月26日発効。	
1985年 6月 25日			日本: 女子差別撤廃条約批准	1985年7月25日発効。	
7月 9日		閣議了解「インドシナ難民の定住枠の拡大について」		定住枠を5,000人から10,000人に拡大。	
8月 —			外国人登録の大量代替時期に当たり、指紋捺捺運動が盛り上がりを見せる		⑮
1986年 10月 —	UNHCR執行委員会: 結論第44号			難民および庇護希望者の拘禁について。「拘禁は、随伴する苦痛に鑑みて、通常は回避されるべきである」「難民および庇護希望者その他の外国人との状況に必要な区別を設けることが重要」とした。	
1988年 8月 8日	ミャンマー: 8888民主化運動				
— —		イラン人グループ「カヌーン」結成		難民としての保護を求めるイラン人22人により結成されたグループ。「難民申請が恣意的かつ不公正に認定されているなかで、保護を獲得すること⑩」が目的。	⑩
1989年 5月 下旬以降		インドシナ難民における「偽装難民」が問題視される		一方、「日本政府は、弁護士など...が彼らと面会することを拒否したり、極秘のうちに処理したりしようとするため、政治的な理由で中国を脱出した人が含まれていたとしても、難民認定の申請をする機会すら保障されて⑩」いなかった。1989年12月には、中国からの難民301人が強制送還されている。	⑩⑮
6月 4日	天安門事件				
6月 13-14日	第2回「インドシナ難民国際会議」開催			「新たに流入するポート・ピープルに対する難民資格の認定作業(スクリーニング)を実施し、不認定となった者については第三国定住は認めず、本国帰還を奨励する」ことなどを定めた包括的行動計画(CPA)を採択。	⑥
後半 —		民主化運動の弾圧や恣意的な拘禁を受け、多くのビルマ人が日本に逃れる			⑩
7月 15日	G7: アルシュ・サミット			天安門事件に対応し「中国人留学生がそう希望すればその滞在を延長することを含む「中国に関する宣言」を採択した。ただし、中国人留学生の国外退去を中止することについて、日本政府は「すべてケース・バイ・ケースで決定していくとの態度をとり続けた⑩」	⑩
9月 12日		閣議了解「いわゆるポート・ピープル対策について」		CPAに基づき、一時庇護の上陸の許可の審査を実施し、一時庇護の上陸の許可を許さなかった者の速やかな送還を実現するとした。いわゆる難民資格審査(スクリーニング)制度の開始。	⑮
12月 15日			改正入管法公布	在留資格(27種)の整備、在留資格認定証明書の交付、報酬を受ける活動に対する許可、雇用主に対する「不法就労助長罪」を新設、出入国管理計画の策定、上陸防止施設の設置	
— —	カナダ: 移民・難民審査委員会(IRB)設置			「移民法の定める難民認定手続が憲章(※カナダ権利・自由憲章)の規定する基本的正義の要件を満たしていない⑩」との、1985年4月4日連邦最高裁判決(シン判決)を契機に行われた難民認定手続の全面的な見直しの一環。	⑰
1990年 4月 20日		【ケース】東京高裁: 張振海事件判決		中国出身の政治活動家。天安門事件の際に政府から逮捕され、その後3度国外脱出を試みるもいずれも失敗し、1989年12月16日、中国民航機のハイジャックにより日本に入国。高裁は、国際人権規約に基づいて引渡しの可否を判断するのは、裁判所ではなく法務大臣の役割であるとし、「引き渡すことができる」と判断した。特別抗告棄却の同日に本国に送還される。	⑮⑰
9月 2日		子どもの権利条約発効			
1991年 5月 —			東京の上野公園、代々木公園、JR日暮里駅等にイラン人が集まる		⑮
5月 10日			「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(出入国管理特例法)」公布	11月1日施行。旧植民地出身者とその子孫を「法定特別永住者」とし、申請により永住許可(特別永住許可)を得られるとした。	⑳
6月 —		民主中国陣線会員の中国人留学生に「特定活動」が認められる		「1990年より、40人近い中国人留学生がこの在留資格を申請し...最初に「特定活動」が認められたのは1991年6月...他のケースについては(1993年1月時点で)審査中⑩」	⑩
8月 14日		【ケース】林桂珍事件		1989年9月24日、231人の中国人とともに難民船で来日。1989年12月20日に難民申請をするが不認定とされる。1991年8月14日、東京地裁において難民不認定処分取消訴訟係争中であるにもかかわらず、中国へ強制送還される。送還後、翌年1月16日まで取調べのため中国公安当局に身柄を拘束されていた。	⑩⑰
— —		法務省: 不認定となった者のうち、人道その他の理由(本国情勢、本邦事情)で在留を認めたい者の数の公表開始			㉑
1992年 3月 —		【ケース】ビルマ人、初の難民認定		1989年6月に難民申請をした3人。	⑩
4月 —		【ケース】洪建兵氏: 難民不認定		中国で民主化運動をしていた。1990年9月に来日して難民申請を求めると、対応した外務省職員より帰国を説得され空港に連れていかれそうになる。車から飛び降り、民主中国陣線の助けを経て難民申請。マンダート難民であったにもかかわらず、1992年9月に異議申請が棄却された。その後、チェコ経由でUNHCRの保護のもとカナダに渡り、難民認定を受けた。	⑩㉒
4月 15日			イランとのビザ免除協定停止		⑮
5月 30日			法務省「出入国管理基本計画」	技能実習制度の創設検討につながる。	⑮
6月 1日			改正外国人登録法公布	1993年1月8日施行。「永住者」と「特別永住者」の指紋捺捺義務を廃止し、代替事項として署名と家族事項を導入。	⑮
10月 25日		【ケース】大友1号事件		中国人142人を乗せた漁船が横浜港に到着。弁護士との面会や個別の事情聴取が行われず、難民申請の意思も確認されないまま、収容の後に中国政府に引き渡された。	⑩
1993年 3月 17日	Amnesty International "Japan: Inadequate Protection for Refugees and Asylum-Seekers"			1992年10月に行われた日本調査に基づく。同月30日、アムネスティ・インターナショナル日本より「日本における難民の保護——国際的な義務を果たさない日本政府」として出版。「ようやく1990年代に入って、日本の難民認定手続きに対して、アムネスティの調査が入ってくるようになります...これが法務省を頑なにすると、という効果を生み出していくこととなります。けれども頑なになったということは、少し認定手続きの基盤が動揺したということでもある㉓」	㉓
4月 5日			法務省「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」	法務省告示第141号。外国人技能実習制度創設。	

⑬ 難民対策連絡調整会議決定「難民認定申請者への支援について」[ <https://www.cas.go.jp/seisaku/nanmin/040708sien.html> ] (2022年2月16日)。  
 ⑭ 移住者と連帯するネットワーク「移住連、国の移住者をめぐる政策に関する年表(1979年~2005年)」[ <http://migrants.jp/wp-content/uploads/2015/01/846f9f4ae53ba9072d59d936adc7de37.pdf> ] (2022年2月16日)。  
 ⑮ 難民事業本部「難民事業本部案内」[ [http://www.rhq.gr.jp/wp-content/uploads/E9%9B%A3%E6%B0%91%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%9C%AC%E9%83%A8%E6%A1%88%E5%86%85%E5%86%8A%E5%AD%90\\_2021.pdf](http://www.rhq.gr.jp/wp-content/uploads/E9%9B%A3%E6%B0%91%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%9C%AC%E9%83%A8%E6%A1%88%E5%86%85%E5%86%8A%E5%AD%90_2021.pdf) ] (2022年2月16日)。  
 ⑯ 阿部浩己「カナダの移民・難民法制: 在外研究覚書二〇〇五」『神奈川法学』37(2・3)、2005年、302~428頁。  
 ⑰ 全国難民弁護団連絡会議「難民・庇護希望者の送還に関する主な出来事」(オンラインシンポジウム「今こそ難民保護法の創設を!」配布資料)(2020年10月20日)。  
 ⑱ 日本弁護士連合会「自由権規約(第3回)に対するカウンターレポート」[ [https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/liberty\\_report-3rd\\_ifba.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/liberty_report-3rd_ifba.html) ] (2021年11月21日)。  
 ㉒ 高橋洋「我が国の出入国管理及び難民認定法の沿革に関する一考察」『中央ロー・ジャーナル』12(4)、2016年、63~117頁。  
 ㉓ 難民研究フォーラム「『補完的保護を考える~日本での導入に向けて~』」[ [https://refugeestudies.jp/wp-content/uploads/2021/01/RSFseminar\\_ANDOreport\\_201127.pdf](https://refugeestudies.jp/wp-content/uploads/2021/01/RSFseminar_ANDOreport_201127.pdf) ] (2022年2月15日)。  
 ㉔ 趙南・関聡介「難民(申請者)として日本で暮らして」『難民からみる世界と日本: アムネスティ・インターナショナル日本支部人権講座講演録』現代人文社、1998年、115~138頁。  
 ㉕ 阿部浩己「難民問題概括—世界の潮流」『難民からみる世界と日本: アムネスティ・インターナショナル日本支部人権講座講演録』現代人文社、1998年、9~47頁。





年月日	国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
1999年 8月 18日			外国人登録法の一部を改正する法律公布	2000年4月1日施行。特別永住者の旅券等の常時携帯義務違反を、刑事罰である罰金から行政罰である過料に変更。非永住者ももめ「外国人の指紋押捺を全廃するが、在日団体が長年要望してきた登録証明書の常時携帯義務廃止や重罰規定の見直しは含まれ」なかった。	⑮⑯
9月 1日			非正規滞在者による一斉出頭	在留特別許可を求めて、21人が出頭。その後、1999年12月に第2次出頭、2000年7月に第3次出頭が行われ、結果、10家族42人（うち子ども21人）に在留特別許可が認められた。	⑳
2000年 3月 一			法務省「第2次出入国管理基本計画」		
2001年 2月 7日		UNHCR国会議員連盟発足		超党派の議員約190人が参加。	㉑⑳
3月 20日	人種差別撤廃委員会：第1～2回政府報告書審査 最終所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・収容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
7月 10日			内閣「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」設置		
8月 26日	タンパワ号事件（オーストラリア）			難民流出の阻止、人の密輸の阻止、庇護申請の領域外処理の3本柱からなる「バシフィック・ソリューション」の開始につながる。	㉒
8月 29日			国際組織犯罪等対策推進本部「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」	2004年6月公布の入管法改正案（関法）における在留資格取消制度の導入につながる。「犯罪者」としての「不法滞在者」という認識は、政府レベルで採用されることになった㉓。	㉓
9月 11日	アメリカ同時多発テロ事件				
10月 3日		【ケース】アフガニスタン出身の難民申請者が一斉摘発・収容される		「2001年9月11日にアメリカ合衆国で起きた同時多発テロ事件以降、国内の入国管理がテロ対策の下に厳しくなっていく中㉔」での摘発・収容。「難民認定申請書に住所等を記入させ...その取得した情報に基づいて10月3日に日本政府は彼らの自宅に行き、身柄を拘束㉕」した。「従来、在留資格を有しない難民認定申請者についても、少なくとも第一次処分までの手続中には収容しない、という実務がほぼ定着していたように見られていたが...事件以降は、申請者は再び、いつ収容されるかもしれないという恐怖にさいままれながら審査を受けなければならない状態となった㉖」	㉔㉕㉖
10月 23日	UNHCR "Possible repercussions for refugees following terrorist attacks worry UNHCR"			難民申請者の収容等への懸念を示す。なお、「2001/12ころには、成田空港で上陸を拒否され、そのまま...牛久...に収容された者が10名以上存在することが判明...弁護団は...9名とともに、順次、退去強制令書発付処分の取消訴訟を提起し、執行停止申立を併せて行っていた㉗」	㉗
11月 5日		【ケース】東京地裁：アフガニスタン出身者の収容執行停止の申立を認める		一斉摘発・収容の対象となったアフガニスタン出身の難民申請者のうち5人について。その後、当該5人について、放免申立だった11月28日に難民不認定が告知される。	㉘
11月 6日		【ケース】東京地裁：アフガニスタン出身者の収容執行停止の申立を却下		一斉摘発・収容の対象となったアフガニスタン出身の難民申請者のうち4人について。その後、当該4人について、11月27日に難民不認定が告知され、退去強制令書が発付される。	㉙
11月 30日			改正入管法公布	2002年3月1日施行。アフリカ対策等としての上陸拒否事由及び退去強制事由の整備、法務大臣から地方入管局長への権限の委任など。「外国人犯罪に対し厳正に対処するため、刑法等に定める一定の犯罪には執行猶予判決であっても退去強制事由とし（第24条第4号の2の新設）、これとの均衡から上陸拒否事由も整備した（第5条第1項第9号の2の新設）㉚」	㉚
12月 18日		【ケース】東京高裁：アフガニスタン出身の5人の収容令書の執行停止の申立を認めた地裁の決定を取り消す		12月21日、当該5人が再収容される。	㉛
12月 一		【ケース】越南事件：難民認定		中国国籍者初といわれる難民認定。1990年12月申請、1996年2月再申請、1997年10月、1回目の難民不認定について最高裁上告棄却。1998年2月に再々申請をしていた中での難民認定だった。	㉜
2002年 2月 19日		民主党：在日外国人に係る諸問題に関するプロジェクトチーム設置		プロジェクトチームやその下の難民小委員会にて、支援団体等からのヒアリングや収容施設等の視察を実施。2003年、2004年の「難民等の保護に関する法律案」の提出につながる。	
3月 1日		【ケース】東京地裁：アフガニスタン出身者の退去強制令書の執行停止を認める		収容・送還共に停止される。「9人は解放後も難民認定は受けられず、彼らは日本を離れていった㉝」	㉝
3月 8日		【ケース】東京地裁：クルドケース勝訴		2003年5月22日、高裁で逆転敗訴。	
3月 一		法務省：国籍別難民申請・認定数公表開始		年間20人以上が申請し、認定数が0人もしくは3人以上の場合に限って、国籍を公表。	㉞
4月 26日		【ケース】アフガニスタン難民申請者23人全員が仮放免される			㉟
5月 7日	UNHCR「国際保護に関するガイドライン：ジェンダーに関連した迫害」「国際保護に関するガイドライン：特定の社会的集団の構成員であること」				
5月 8日		【ケース】瀋陽事件		保護を求めて中国・瀋陽にある日本総領事館に逃げこんだ朝鮮民主主義人民共和国出身の一家が、中国警察に拘束される。	51
6月 11日		法務省：難民問題に関する専門部会設置		第4次出入国管理政策懇談会（政策懇）の下に設置。議題として、①いわゆる「60日ルール」、②難民認定申請中の者の法的地位、③不服申立ての仕組みを挙げ、年内に法務大臣に検討結果を報告することを目指すとした。	52
7月 2日		公明党「難民政策の見直しに関する政策提言」		党外交・安全保障部会、法務部会による。	
7月 30日		自民党「わが国取るべき難民政策の基本的な方針」		党政策調査会亡命者・難民等に関する検討会による。	
8月 1日		民主党「国内難民認定・生活支援策 中間まとめ」		党在日外国人に係る諸問題に関するプロジェクトチームによる。	
8月 7日		閣議了解「難民対策について」		条約難民として認定された者に対する定住支援の実施を決定。また、インドシナ難民対策連絡調整会議を廃止し、難民対策連絡調整会議を内閣に設置するとした。	
8月 7日		難民対策連絡調整会議決定「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」		定住難民の受入れを国際救援センターで行うとし、アジア福祉教育財団に日本語教育等を委託することを決定。また、難民認定申請者への支援について「今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うこととする」とした。	
10月 28日		難民問題に関する専門部会「難民認定制度に関する検討結果（中間報告）」		第4次政策懇に提出。翌年3月4日の入管法改正案（関法／審査未了）の提出につながる。	
11月 1日		第4次政策懇「難民認定制度に関する検討結果（中間報告）」		専門部会報告に、①不法滞在者や不法就労者、テロリスト等による制度の悪用防止、②難民申請者の退去強制停止・経済的援助等は、真に難民としての保護を求め者に対してその目的の範囲内で行うべきで、就労は認めない等の条件の下に実施すべき旨の政策懇意見を付す。	
12月 20日		法務省「広報資料：難民認定制度の充実について」		不認定理由の明確化（2003年1月より運用開始）と「入国・難民申請手続総合案内所」の設置（2003年1月6日より成田空港、4月14日より関西空港で運用開始）を行うとした。	53
一 一		法務省：トルコ現地調査		「同国官報から聴取をして裁判所に報告をし、さらに難民申請者アーメッド・カザンラン氏については個別調査を行った54」	54
2003年 3月 4日		入管法改正案（関法）提出		難民問題に関する専門部会による中間報告を受けたもの。審査未了。	

⑮ 第147回国会・質問第9号「国人登録法の改正に関する質問に対する答弁書」。

⑯ 加藤文太郎「日本における非正規滞在者 - A P F S の活動を通して考える」『移民政策研究』9号、2017年、140～152頁。

⑰ UNHCR「UNHCR NEWS NO.17 2001年 第2号」[ <https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2017/04/news17.pdf> ] (2022年2月16日)。

⑱ UNHCR「UNHCR NEWS NO.20 2002年 第1号」[ <https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2017/04/news20.pdf> ] (2022年2月16日)。

⑲ 石川えり「難民政策の推移 NGOから見た10年間」『移民政策研究』1号、2011年、55～70頁。

⑳ 難民支援協会「アフガニスタン難民申請者の収容に対する難民支援協会の声明」2001年10月9日。

㉑ 閣議了解「日本の難民認定制度の現状と課題」『自由と正義』53(8)、2002年、68～79頁。

㉒ 児玉晃一「収容問題についての総括」『法と民主主義』第372号、2002年、14～18頁。

㉓ 東京地判平14・3・1判例時報1774号25～35頁。

㉔ Abe, K., "Protecting Whom?: Japanese Refugee Policies Revisited," Kanagawa Law Review, 36(3), March 2004, pp.1064-1102.

㉕ 閣議了解「越南事件：60日ルール」『日本における難民訴訟の発展と現在（伊藤和夫弁護士在職50周年祝賀論文集）』現代人文社、2010年、51～62頁。

㉖ Dialogue for People「日本はアフガニスタンからの難民にどう向き合ってきたのか」[ <https://d4p.world/news/12491/> ] (2022年2月15日)。

㉗ 『朝日新聞』2002年3月30日朝刊。

㉘ 難民支援協会「今回の全員の仮放免を歓迎します。そして、一層のご関心とご支援をお願いします」[ [https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2002/04/post\\_47-4/](https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2002/04/post_47-4/) ] (2022年2月16日)。

51 難民支援協会「難民支援協会と、日本の難民の10年 第3回 瀋陽事件が動かした難民認定制度：初めての法改正とその実態」[ <https://www.refugee.or.jp/10th/10th3/> ] (2022年2月16日)。

52 入国管理局「法務大臣の私的懇談会による難民問題の検討について」(2004年6月4日)。

53 難民問題に関する専門部会「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」[ <https://www.moi.go.jp/isa/content/930002454.pdf> ] (2022年2月16日)。

54 全国難民弁護団連絡会議「申入書」2005年6月29日。

年月日	国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
2003年 3月 14日		閣議了解：インドシナ難民対策について		家族呼寄せのために呼寄せ人が行う申請手続について、2003年度末をもって申請受付を終了するとした。	
3月 27日		【ケース】大阪地裁：アフガンケース勝訴		アフガニスタン出身者初の勝訴判決。	45
4月 9日		【ケース】東京地裁：ミャンマーケース国賠訴訟一部認容		難民不認定処分取消訴訟を行っていたところ、訴訟中に法務大臣が処分を撤回し、難民認定した事例。地裁判決では原告の請求を一部認容し、国に損害賠償950万円の支払いを命じるも、高裁で逆転敗訴。上陸拒否後に約11か月収容されていた。	55,56
5月 16日		民主党「難民等の保護に関する法律案」提出		審査未了。	
7月 1日	移住労働者の権利条約発効				
7月 23日	UNHCR「国際保護に関するガイドライン：国内避難」				
7月 29日		連絡調整会議決定「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」難民に対する情報提供体制の整備について		インドシナ難民の受入れが平成17年度をもって終了する見通しであることを踏まえ、「条約難民向けの定住支援施設の設置及び国際救援センターの閉所」や「新施設における総合的な定住支援の内容・期間」等を決定。	
9月 ー		条約難民の国際救援センターへの入所開始		2002年8月7日の閣議了解による。2006年3月の国際救援センター閉所以降は、RHQ支援センターにて支援を実施。	15,16
10月 17日			法務省入国管理局、東京入国管理局、東京都、警視庁「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」	「不法滞在者の強化と効率的な退去強制」「入国・在留資格審査の厳格化」など。	
10月 17日		【ケース】訴訟準備中のパキスタン人庇護希望者の強制送還			18
12月 18日			犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」	いわゆる非正規滞在者半減宣言。「我が国の不法滞在者は25万人程度と推計されているが、これら犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ」とした。なお、2004～2008年にかけて、約5万人が在留特別許可を受けているが、これは2009～2013年の約2.6万と比べて倍以上の水準である。	57
12月 16日		難民問題に関する専門部会「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）（案）」		第4次政策懇に提出。翌年2月27日に、検討結果を踏まえた入管法改正案（閣法）が国会に提出される。	
12月 19日		RHQ：難民認定申請者緊急宿泊施設（ESFRA）開設		定員16人（2004年5月時点）。	58
12月 24日		第4次政策懇「難民認定制度に関する検討結果（最終報告）」			
12月 ー		インドシナ難民家族呼び寄せ申請受付終了			
2004年 1月 27日	EU処遇指令				
1月 30日	子どもの権利委員会：第2回日本国報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・収容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
2月 16日			入管：非正規滞在と思われる外国人に関する情報をメールで提供させるシステムを開始	半減計画の一環として実施。「入国管理局総合案内用ウェブサイトのフロントページに「情報受付」の項目を新規に設置し、閲覧者にこれを選択させた上、専用のフォームを使用して情報を入力して送信させることにより、不法滞在と思われる外国人に関する情報が管轄の地方入国管理局又は支所に自動的に電子メールで送られるシステム59」	59
4月 2日		民主党「難民等の保護に関する法律案」提出		審査未了。	
4月 28日	UNHCR「国際保護に関するガイドライン：宗教」				
4月 29日	EU資格指令				
6月 2日		改正入管法公布		上陸拒否事由の見直し、在留資格取消制度の創設、仮滞在許可制度の創設、出国命令制度の創設、不法入国等の罰則の強化、難民認定制度の見直し（60日ルール、定住者、人道配慮、行政不服審査法の適用、参与員、送還停止効など）。2004年8月2日、上陸拒否事由の見直し部分施行。12月2日、在留資格取消制度、出国命令制度の創設、上陸拒否期間の細分化部分施行。2005年5月16日、仮滞在許可制度、難民認定制度の見直し部分施行。	
6月 9日		改正行政事件訴訟法公布		2005年4月1日施行。執行停止の要件が「回復の困難な侵害」から「重大な侵害」に緩和される。ただし、入管分野では「行訴法改正の趣旨が生かされているとは思えない状況60」	60,61
6月 30日		法務省：トルコ現地調査		7月8日まで。8月4日、東京地裁に証拠として提出された報告書で明らかになった。入管職員が「日本で難民申請を行っているトルコ人の家族らのもとをトルコ軍治安部隊やトルコ警察官らとともに訪れ、難民認定に関する調査目的で、質問、無断撮影、住居侵入62」等を行った。「本国の当局に難民申請者の秘密を漏洩し、また難民申請者の家族にトルコ治安当局者の注意を向けるもの63」として、支援者による抗議声明や、UNHCRによる調査対象者のマンデート難民認定につながる。	62,63,64
7月 8日		難民対策連絡調整会議決定：難民認定申請者への支援について		保護費について「今後とも引き続き、適切に対応することを基本とし、「仮滞在の許可を受けているものうち生活に困窮するものについても...同様に適用する」とした。	
7月 12日		【ケース】クルド人難民2家族：国連大学前で座り込み開始		9月22日まで。①UNHCRによる難民認定、②第三国への出国手続、③第三国に行くまで、自由で働いて生活できるためのビザを求めた。	65
8月 31日			法務省「在留特別許可が認められた事例」公表		66
12月 10日			国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部「テロの未然防止に関する行動計画」	「速やかに講ずべきテロの未然防止対策として、入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化...関係省庁の協議により認定されたテロリストの上陸拒否又は退去強制等の施策を示した67」	67
12月 ー			第4次政策懇「人口減少時代における出入国管理行政の当面の課題 ～円滑化と厳格化の両立に向けて～」		
2005年 1月 11日		【ケース】就労禁止条件を付されたビルマ人難民申請者が収容される		難民申請者に対して「初めて入管側が就労禁止条件を付し、生存のために働かざるを得なかったKKOさんは仲間の見詰める中収容されていきました68」	68
1月 18日		【ケース】トルコ出身のクルド人2人が、トルコに送還される（カザンキラン事件）		前日、仮放免更新のための出頭の際に収容されていた。マンデート難民と認定されており、退去強制令書発付処分の適法性について訴訟係属中であつた。	69,70
2月 4日		【ケース】トルコ現地調査の対象であったクルド人が、強制送還されそうになる		2004年のトルコ現地調査の対象で、収容中だったクルド人男性が、強制送還されそうになる。「情報を得た国会議員やNGO等の抗議や直ちに行われた退去強制令書執行停止申立などにより、送還は航空機の出発寸前に中止され...東日本入国管理センターに戻されて再収容された71」	71
2月 7日		【ケース】マンデート難民であるクルド人が、送還を前提に収容される			72

55 難民支援協会「2002年度 難民支援協会年次報告書」[ [https://www.refugee.or.jp/assets/postfile/about/jar-ar\\_2002-3.pdf](https://www.refugee.or.jp/assets/postfile/about/jar-ar_2002-3.pdf) ] (2022年2月16日)。

56 坂元茂樹『人権条約の解釈と適用』信山社、2017年。

57 出入国在留管理庁「入管白書「出入国在留管理」」各年版より。

58 寺本信生「難民認定申請者緊急宿泊施設（ESFRA）の現状と課題」『難民Refugees』32号、2005年、7頁。

59 日本弁護士連合会「法務省入国管理局ウェブサイトの情報提供制度に対する意見書」2005年3月17日。

60 児玉晃一「行政事件訴訟法改正後の容容執行制度」『日本における難民訴訟の発展と現在』現代人文社、2010年、265～285頁。

61 難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民行政40年を振り返る：閣議発表へのインタビュー」[ <https://refugeestudies.jp/40yrs-policy/> ] (2022年3月25日)。

62 在クルド人難民認定申請者一同「抗議声明」2004年8月13日。

63 全国難民弁護団連絡会議「抗議声明」2004年8月4日。

64 難民支援協会「クルド人難民強制送還事件：国、国連、市民はどう動いたのか」[ <https://www.refugee.or.jp/10th/10th4-1/> ] (2022年2月16日)。

65 遠藤令子「難民と国家の関係に関する考察—日本にいる難民のまなざしから—」『国際平和協力研究論文集』第2号、2012年。

66 大貫憲介「入管制度の欠陥とその克服の流れ—最近の入管実務の動向」『自由と正義』Vol.55 No.11、2004年、33～42頁。

67 日本弁護士連合会「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」2005年12月15日。

68 全国難民弁護団連絡会議「年別10大ニュース」[ <http://www.jinr.jp/refugee/news/tenbiggestnews.html> ] (2021年11月21日)。

69 東京弁護士会「クルド系トルコ人難民の強制送還に対する会長声明」2005年2月24日。

70 難民支援協会「国連マンデート難民：クルド難民(トルコ出身)の本国への強制送還に対する難民支援協会声明」2005年1月18日。

71 全国難民弁護団連絡会議「抗議声明」2005年2月7日。

72 『東京新聞』2005年2月8日朝刊。

年月日	国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
2005年 2月 21日		【ケース】トルコ現地調査対象者の1人に改めて退去強制令書が発付され、収容される			73
3月 31日	UNHCR「庇護情報の秘密保持の原則に関する助言的意見」				
3月 ー			法務省「第3次出入国管理基本計画」		
4月 6日		法務省：UNHCRが認定したマンドート難民につき、今後は原則として強制収容しない方針を固める			74
5月 16日		改正入管法施行（難民認定制度の見直し部分）			
6月 15日		【ケース】大阪高裁：ミャンマーケース勝訴		難民不認定取消訴訟初の高裁での勝訴判決。国は上告せず、確定。	74,75
6月 16日			自民党政調会「新たな入国管理施策への提言－不法滞在者の半減をめざして」	新しい出入国管理体制（出入国時における外国人の指紋情報の提供の義務化等）の確立、「IC在留カード（仮称）」の発行、「インテリジェンス・センター」の構築とその活用等の方策を示す。	67
6月 22日		改正刑法公布		人身取引認定書の締結に伴う人身取引等の定義規定の創設等、密入国認定書の締結に伴う罰則・退去強制事由の整備等に関する入管法改正を含む。「新たに運送業者等による旅券等の確認義務、外国人入国管理当局への情報提供に関する法整備を行うものであり、難民保護の観点からは多に懸念される④」	④
10月 7日	UNHCR執行委員会：結論第103号			補完的形態の保護によるものを含む国際的保護の提供について。	
12月 1日		【ケース】東京高裁：ミャンマーケース勝訴		東京高裁で初の難民勝訴事件。	
12月 1日	EU庇護手続指令 UNHCR：日本におけるマンドート難民認定中止				75
ー ー		人道配慮の場合、「定住者」ではなく原則として「特定活動」とする運用開始		取扱要領の改訂によるもの。	76
2006年 4月 ー		RHQ：RHQ支援センター開設			⑤
5月 24日			改正入管法公布	テロの未然防止のための規定の整備、出入国管理の一層の円滑化のための規定の整備、構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定の整備等。2006年6月13日、外国人テロリスト等の退去強制事由に関する部分施行。11月24日、退去強制の送還先制限の緩和部分施行。2007年2月1日、乗客情報の事前報告義務づけ部分施行。11月20日、自動化ゲート、生体認証情報提供義務付け（日本版US-VISIT）部分施行。	
6月 30日		【ケース】名古屋高裁：クルド人勝訴		トルコ出身のクルド難民に関する初の高裁勝訴判決（確定）。2004年のトルコ現地調査の対象の1人であり、判決にて同調査を「難民認定手続に關与する入国管理局職員らの行為として著しく不相当で許されないものではないかとの疑いがある」と指摘。判決は確定するも、入管は難民認定とせず、人道配慮とした。	68,77
9月 13日		【ケース】東京高裁：アフガン・ハザラケース勝訴		確定するも、再度の難民審査で不認定。日本人の配偶者として人道配慮となる。	68
10月 ー			法務省「在留特別許可ガイドライン」公表		
11月 ー		法務省「難民認定行政－二十五年間の軌跡－」発行		「難民の個人情報に本人に無断で相当程度具体的に掲載され、個人が特定される危険性が指摘されるという問題がその後発生78」。情報漏洩問題の指摘後に入管のサイトから削除。	78
12月 20日	強制失踪条約採択			2010年12月23日発効。	
2007年 2月 1日			法務省：在留管理専門部会設置	第5次政策懇の下に設置。	
5月 18日	拷問禁止委員会：第1回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・収容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
7月 26日		【ケース】東京地裁：ロヒンギャ集団訴訟提起		初の難民集団訴訟。その後、福岡、大阪でも提訴。	71
2008年 1月 16日		【ケース】東京地裁：ミャンマー難民勝訴		参与員が関与した難民の不認定処分を取り消した初めてのケース。「本件事件を担当した難民審査参与員、の判断の質が十分ではなかったことを示すものであって、重大な問題を提起する79」	79
1月 31日			在留管理専門部会：最終報告「新たな在留管理制度に関する提言（案）」	第5次政策懇に提出。	
3月 ー			第5次政策懇「報告書「新たな在留管理制度に関する提言」」		
10月 30日	自由権規約委員会：第5回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・収容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
12月 上旬		外務省：保護費支給一時停止		予算枯渇によるもの。	78
12月 16日		閣議了解「第三国定住による難民の受け入れに関するパイロットケースの実施について」		2010年度からパイロットケースとして第三国定住による難民の受け入れを開始。その他、定住許可条件や支援策、難民対策調整連絡会議における対応検討を決定。	
12月 22日			犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会実現のための行動計画2008」	2003年行動計画の更新版。非正規滞在者の半減は「目標に近づきつつある」としつつも「我が国に労働者等として入国し、定着する外国人は年々増え続けており、これらの人々やその子弟の一部が我が国の社会に適應できず、犯罪等の問題につながるという懸念がみられる」として「新たな在留管理制度の創設」「警察と入国管理局との合同検挙の恒常化」「退去強制の活用拡大を推進」からなる「不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化」等の具体策を挙げる。	
12月 26日		法務省「入国・在留審査要領」改正		「告示外指定活動（難民申請者用）」を創設し、一次審査中は3月、異議申立て後は、最初の1回は3月、それ以降は1月の在留資格「特定活動」を付与するとした。	
2009年 4月 ー		外務省：保護費支給要件の厳格化		10月13日まで。重篤な病気の入、妊婦や12歳未満の子ども、就労許可を有しない正規滞在者を保護費の優先対象とした。	78,80
4月 末		民間支援団体：難民支援緊急キャンペーン		9月末までに、7団体で372人（うち、保護費を切られたケース108人）のべ854件の支援金提供等を実施した。	81
夏 ー		難民申請者の収容増加		「難民手続の決定を待たずに退去発付を受けて収容されるなど、難民申請手続中の収容が増加...異議手続中（口頭意見陳述前）の仮放免更新時に更新不許可とされて突然収容されるケースもあり、従前にない不均衡な運用に対し、難民申請中の者の不安が増大している68」	68,78
7月 15日		改正入管法・住民基本台帳法公布		在留カード・特別永住者証明書の交付など新たな在留管理制度の導入、外国人登録制度の廃止、在留資格「技能実習」の創設、在留資格「留学」と「就学」の統合、在留許可の取消し事由追加、退去強制事由追加、入国収容所等視察委員会の設置、53条3項に拷問等禁止条約3条を明記など。同日、拷問等禁止条約等の送還禁止規定の明文化部分施行。2010年7月1日、研修制度見直し、入国者収容所等視察委員会の設置部分など施行。同年12月23日、強制失踪条約の発効に伴い同条約の送還禁止規定の明文化部分施行。2012年7月9日、新たな在留管理制度及び外国人住民の住民基本台帳制度部分施行。	
8月 30日			衆院選。民主・社民・国民新党による非自民の連立政権が発足。		
10月 29日		【ケース】ビルマ・チン族男性が、難民不認定処分取消訴訟準備中に送還される			82
2010年 1月 ー			第5次政策懇「報告書「今後の出入国管理行政の在り方」」		

73 クルド難民弁護団「抗議声明」2005年2月22日。

74 難民支援協会「2004年度 難民支援協会年次報告書」[ [https://www.refugee.or.jp/assets/postfile/about/jar-ar\\_2004.pdf](https://www.refugee.or.jp/assets/postfile/about/jar-ar_2004.pdf) ] (2022年2月15日)。

75 小池克憲「日本は変わったか 第三国定住制度導入に関する一考察」『難民研究ジャーナル』第1号、2011年、48～64頁。

76 ビルマ難民弁護団「申入書」2010年4月5日。

77 クルド難民弁護団「声明」2006年6月30日。

78 閣議了解「難民認定制度の現状と法改正の必要性」『外国人・民族的マイノリティ人権白書2010』明石書店、2010年、188～194頁。

79 ビルマ弁護団「ビルマ難民K&K事件・東京地裁判決を受けて」2008年1月16日。

80 中島明彦外務省大臣官房審議官の発言、第171回国会衆議院外務委員会15号、2009年6月12日。

81 難民支援協会「難民支援緊急キャンペーン 最終報告書」[ [https://www.refugee.or.jp/report/activity/2009/11/post\\_101/](https://www.refugee.or.jp/report/activity/2009/11/post_101/) ] (2021年11月21日)。

82 在日ビルマ人難民申請弁護団「抗議書～入国管理局のビルマ人難民申請者送還の暴挙に抗議する～」2009年11月4日。



年月日	国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
2010年 3月 22日			【ケース】国費送還死亡事案	その後、「護送官つき送還」による「送還忌避者」の送還を一時停止し、「事案の解明や、原因の特定に努めるとともに、送還忌避者を安全かつ確実に送還するため、各種要領の改正や護送、送還担当者の実技訓練等を行83) った。「あわせて、チャーター機による集団送還についての検討を重ね…個別の護送官つき送還を再開するとともに83)、2013年7月6日、チャーター機による集団送還を実施。	83
3月 ー			法務省「第4次出入国管理基本計画」	難民認定審査の処理期間に係る目標の設定を検討するとした。	
3月 ー		難民申請者の処遇見直し(申請から6ヶ月後の就労許可等)		正規滞在の難民申請者の処遇について、以下の見直しを行った。 【初回申請者の就労】難民申請から6ヶ月が経過した者について、それまで生計手段等に関する審査により個別に就労の必要性を判断していたところ、申請から6ヶ月を経過していることを条件に、希望があれば一律に就労を許可する。 【初回申請者の在留期間】一次審査中は3月、異議申立て後は最初の1回は3月、それ以降は1月だった在留期間を、一律6月とする。 【再申請者】初回申請時を基準点とする運用の変更により、申請後すぐに在留資格6月(就労可)が付与されることとなった。	84,85
4月 1日		外務省「生活に困窮する難民認定申請者等に対する保護措置の見直しについて」		総合外交政策局人権人道課長による通達。複数回申請者は原則保護費支給不可とされた。	
4月 6日	人種差別撤廃委員会：第3～6回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・收容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
6月 11日	子どもの権利委員会：第3回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・收容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
7月 16日		入管局長通知「難民認定審査の処理期間に係る目標の設定と公表に伴う未処理案件の迅速処理について」		標準処理期間を6か月とし、2011年3月末までに「原則的には、すべての案件が、この期間で処理できる状況となるよう努めてまいります」とした。	
7月 28日		難民研究フォーラム設立 第三国定住第1陣来日			
10月 29日			【ケース】東京地裁：ロヒンギャ集団訴訟判決	20人中2人勝訴。	
2011年 1月 ー		ミャンマー出身者への在特取引打診が報道される		2000年初め以降、難民不認定取消訴訟係属中のミャンマー人原告に対して、入管が代理人弁護士を介さず「難民認定を再申請すれば在留特別許可を与える」と裁判外の交渉を打診していた。裁判の取り下げが前提だったとの証言もあり。	86
3月 ー	シリア内戦勃発				
3月 7日		総務・審判課長「難民認定手続における客観的情報の取扱いについて(通知)」		2010年10月1日の東京地裁エチオピアケース国側敗訴を受け、「各難民調査官が、「客観的情報」の重要性についての認識を新たにし、「客観的情報」に自らを通してその正確な内容を把握し、当該国についての知識を蓄積する機会を確保するとともに、公平かつ中立に「客観的情報」を活用させる」ことなどを求める。	
3月 21日	"Report of the Special Rapporteur on the human rights of migrants, Jorge Bustamante, Mission to Japan (移住者の人権に関する特別報告者 ホルヘ・ブスタマンテによる報告)"			2010年3月23～31日の日本訪問に基づき作成。「包括的な移民政策の欠如」や「非正規移住者と庇護希望者の送還」といった課題を報告した。	
3月 30日		【ケース】大阪地裁：スリランカ・タミルケース勝訴		確定するも、再度の難民審査で不認定。人道配慮により「特定活動」を付与される。	68
4月 ー		外務省：保護費競争入札開始			
4月 ー	UNHCR「基本に立ち返って：難民、難民認定申請者、無国籍者その他の移住者の人身の自由と安全への権利と『拘禁の代替措置』について」				
11月 17日		衆議院：難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議		全会一致で採択。	
11月 21日		参議院：難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議		全会一致で採択。	
12月 13日	EU資格指令改訂				
2012年 4月 ー		「日本の空港において難民としての庇護を求めた者に係る住居の確保等に関する事業」開始		入管、日本弁護士連合会、なんみんフォーラムによる2012年2月10日の「覚書」に基づき実施。試行期間を経て、2014年4月より本格実施。收容代替措置(ATD)。	
7月 9日			改正入管法施行(新たな在留管理制度及び外国人住民の住民基本台帳制度部分)		
9月 ー		第三国定住受け入れなし		受入れ決定家族が来日を辞退したため。	87
9月 12日		【ケース】東京高裁：ロヒンギャ集団訴訟判決		18人中1人勝訴。上告するも、2013年に棄却される。	88,89
10月 23日	UNHCR「国際保護に関するガイドライン：性的指向、ジェンダー・アイデンティティ」				
12月 26日			衆議院、自民・公明党による連立政権発足		
2013年 5月 17日	社会権規約委員会：第3回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・收容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
5月 29日	拷問禁止委員会：第2回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・收容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
7月 ー	韓国：難民法施行			「NGOと弁護士からなる市民社会は草案を作成し、弁護士協会、国家人権委員会、UNHCRはそれを支持した。また、法務部はこれに対し大きな反対をみせず、修正案を提示90) し、2009年11月に国会に提出され、2011年12月に成立。	90
7月 6日		【ケース】チャーター機による一斉送還		フィリピン出身の75人。非正規滞在者がチャーター機によって送還された初の事例で、退去強制令書交付から6か月以内の22人が含まれていた。	91,92
11月 ー		法務省：難民認定制度に関する専門部会設置		第6次政策懇の下に設置。	
12月 3日	UNHCR「国際保護に関するガイドライン：兵役」				
12月 8日		【ケース】チャーター機による一斉送還		非正規滞在のタイ人46人。	92
ー ー	UNHCR「庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン」			1999年の更新版。	
ー ー			IOM送還プログラム開始	IOM駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施。「帰国後の職業紹介や医療機会の提供等の社会復帰支援を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、自主的帰国を促す」ことを目的とする。2013～18年度で66人が利用した。	93
2014年 1月 22日		難民対策連絡調整会議「第三国定住による難民受入れ事業の今後の方針について」		2015年度以降もミャンマー難民の第三国定住による受入れを継続して実施するとし、タイに加えマレーシアも対象地域に加えることなどを決定。受入れ人数については、「直ちに大幅に増加させることは時期尚早」とした。	
1月 24日		閣議了解「第三国定住による難民受入れの実施について」		パイロットケースの終了及び第三国定住による難民受入れの継続的な実施を決定。	
6月 13日		改正行政不服審査法・入管法公布		2016年4月1日施行。難民審査請求については、入管法上の特別により、公正性の向上等の改正趣旨の実現には至らず。	94

83 榊原一夫入管局長の発言、第185回国会衆議院法務委員会4号、2013年11月5日。

84 入国管理局「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」[https://www.moi.go.jp/isa/content/930003743.pdf] (2022年2月16日)。

85 全国難民弁護士連絡会議「難民申請の「偽装」報道に関する論点整理」2015年3月3日。

86 『毎日新聞』2011年1月20日朝刊。

87 難民対策連絡調整会議「第三国定住による難民の受入れ事業の今後の方針について」[https://www.cas.go.jp/seisaku/nanmin/pdf/h260122.pdf] (2022年2月16日)。

88 羽田野真帆「2012年日本の判例動向」『難民研究ジャーナル』3号、2013年、103～105頁。

89 杉本大輔「2013年日本の判例動向」『難民研究ジャーナル』4号、2014年、142～146頁。

90 イ・ホテク「韓国における難民法の制定過程、内容、残された課題」『難民研究ジャーナル』第2号、2012年、72～80頁。

91 移住者と連帯する全国ネットワーク・日本カトリック難民移住者委員会「非正規滞在者をめぐる政策的課題ーチャーター機によるフィリピンへの集団強制送還を受けてー」[http://migrants.jp/wp-content/uploads/2014/11/20131213HoukokuUP.pdf] (2021年11月21日)

92 ヒューライツ大阪「12月8日に成田空港からタイに46人をチャーター機で強制送還、抗議の声相次ぐ」[https://www.hurights.or.jp/archives/newsbrief-ja/section3/2013/12/12846.html] (2021年11月21日)。

93 出入国在留管理庁「送還に関する現状」[https://www.moi.go.jp/isa/content/930004730.pdf] (2022年2月16日)。

94 日本弁護士連合会「行政不服審査法改正の趣旨に沿った、難民不服審査制度の正常化を求める会長声明」2020年8月27日。

年月日	国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
2014年 6月 18日		改正入管法公布		2015年1月1日、船舶観光上陸許可の制度の創設、中学生、小学生の留学生にも在留資格「留学」付与PNRに係る規定の整備部分など施行。4月1日、在留資格「高度専門職」の創設、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の統合、在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への変更、PNR（乗客予約記録）に係る規定の整備部分など施行。	
8月 20日	自由権規約委員会：第6回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・收容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
9月 26日	人種差別撤廃委員会：第7～9回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・收容・送還に関する、日本政府に対する勧告一覧」参照。	
10月 18日		読売新聞「難民申請急増 就労目的か生活支援策を「悪用」		10月31日、新聞社に対して全国難民弁護団連絡会議が抗議書を提出。	
10月 26日		朝日新聞「難民申請実は就労目的 留学生や実習生「乱用」増加		10月31日、新聞社に対して全国難民弁護団連絡会議が抗議書を提出。	
12月 18日		【ケース】チャーター機による一斉送還		スリランカ出身の26人とベトナム出身の6人。スリランカ出身の26人は、難民不認定処分に対する異議申立ての却下または棄却の告知から24時間未満の送還だった。そのうち2人について、異議棄却告知翌日の送還は違憲との判決が2021年9月22日に東京高裁で出され、確定している。	95,96
12月 28日		難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方性に関する検討結果（報告）」		第6次政策懇に提出。	
12月 28日		第6次政策懇「報告書「今後の出入国管理行政の在り方」		「退去強制による送還回避のために申請に及ぶ条件などは、当然に抑制されるべき」とし、2015年9月からの案件振り分けにつながる。	
2015年 2月 ー		難民申請の「偽装」に関する一連の報道		難民申請中の就労が可能であることを理由に、難民申請が「悪用」されているとの報道が繰り返される。「難民認定率がほぼゼロで機能不全ともいえる現行の難民認定制度を、更に歪める方向に誘導するおそれ」が支援団体より示される。	85
7月 ー	UNHCR「日本と世界における難民・国内避難民・無国籍者に関する問題について（日本への提案）」				
9月 15日		法務省「第5次出入国管理基本計画」		難民に関する今後の方針として、保護対象の明確化（新しい形態の迫害、待避機会としての在留許可）、認定・不認定事例の公表、難民認定行政に係る体制・基盤の強化、盗用・誤用への対応（案件振り分け、就労制限、再申請事由への制限、送還停止効に一定の例外を設ける）などを挙げる。	
9月 15日		法務省：難民認定制度の運用の見直し		案件振り分け（難民申請から2か月以内に、申請内容に応じた4つの分類に案件を振り分けの運用）を導入し、再申請者の一部を就労・在留制限の対象とした。	
11月 25日		【ケース】チャーター機による一斉送還		バングラデシュ出身の22人。6か月以内に難民異議棄却処分を告知された者を含む。	⑩
2016年 2月 ー		【ケース】スリランカ・タミル人の庇護希望者が訴訟準備中に強制送還される			⑩
4月 1日		難民審査請求制度開始		行政不服審査法の改正により、「異議申立て制度」から改められる。ただし、口頭意見陳述の不実施等の特則により「公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大といった行審法改正の趣旨を「骨抜きにしかねない」との懸念が改正時より示されていた。実際、行審法改正後、審査請求による難民認定率は悪化して97%いる。	97
5月 20日		シリア難民留学生受け入れ決定		同月26～27日開催のG7伊勢志摩サミットに向けた決定。2017年から5年間で最大150人を受け入れるとした。	98
5月 23-24日	世界人道サミット				
6月 3日			ヘイトスピーチ解消法公布・施行		
9月 19日	難民及び移民に関する国連サミット：ニューヨーク宣言採択			難民に関するグローバル・コンパクトの策定等を決定。	
9月 22日		【ケース】チャーター機による一斉送還		スリランカ出身の30人。6か月以内に難民異議棄却処分の告知を受けた者が含まれていた。	⑩
11月 16日		難民認定室補佐官「難民認定手続における難民該当性の適切な評価について（通知）」		2016年7月28日ウガンダケースの国側敗訴を受け、出身国における危険性についての客観的情報の正確な把握等を求める。	
11月 28日			改正入管法公布	在留資格「介護」の創設、在留資格取消に係る調査の主体に入国警備官を追加、在留資格取消事由5号の追加、「偽りその他不正の手段により」上陸許可等を受けた場合の罰則新設など。2017年1月1日、一部施行。9月1日、在留資格「介護」の創設部分施行。	
11月 28日			技能実習法公布	2017年11月1日施行。	
12月 2日	UNHCR「国際保護に関するガイドライン：武力紛争及び暴力」				
2017年 2月 20日		【ケース】チャーター機による一斉送還		タイ、ベトナム、アフガニスタン出身の43人。6か月以内に難民異議棄却処分の告知を受けた者を含む。	⑩,99
3月 1日		入管局長「難民認定制度の濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の試行について（指示）」		東京入管で濫用・誤用的な再申請者の送還促進措置の試行開始。「東京入国管理局（各支局を除く。以下同。）において、関係部署の業務連携による濫用・誤用的な再申請者の帰国促進策を試行的に実施し、その効果の検証を行う」とした。その後、運用の見直しにより不要になったとして2018年1月15日廃止。	
3月 31日		難民認定室長「親を伴わない年少者等に対して面接による事情聴取を行う際の立会いの試行について（通知）」		親を伴わない年少者（難民申請時に16歳未満）、重度の身体的障がいをする者、精神的障がいをする者、重篤な疾病を抱える者について、一次審査のインタビューの際に弁護士等の立会いを認める運用の試行を開始。	
5月 ー		難民認定室に出身国情報担当官（1人）を設置。			100
5月 26日	UNHCR「日本と世界における難民・国内避難民・無国籍者に関する問題について（日本への提案）更新版」			2015年7月の更新版。	
6月 1日		改正入管法施行規則施行		再申請用の難民申請書の導入や、難民認定に係る権限等の地方入管局長への委任など。「見かけ上は、一次判断は地方入管局長、二次判断は法務大臣名義となっており、あたかも行審法が予定するような、下級長による一次判断を上級庁が審査する形態のように見せながらも、実態としては、一次/二次両方の判断を本署入管局が行っている構図には、簡易性後も変わりがないといえるべきであろう101」。	101
7月 28日		難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議「難民認定制度運用の見直し状況に関する検証結果について」		2015年9月から2016年6月に行われたB・C案件への振り分けについて、その適正性を検証。振り分けが「明らかに不適切・不適当だと断定できるものは見当たらない」としつつ、「再審事情について掘り下げないまま、当該申立ては個人的な事情に過ぎず明らかに難民該当性は認められないと判断されていると思われるようなケースが一部に見受けられた」「複数回申請への対応として、前回申請からの変更及び追加点...を説明する機会を確実に提供し、それを中心に審査できるような工夫が図られるべき」等の課題を指摘。	
9月 12日		全国難民弁護団連絡会議「難民審査参加員の問題発言・行動に対する申入書」			
ー ー			小口集団送還の運用開始	定期運航便の一部座席を借り上げ、複数の被送還者を一度に送還するもの。	⑩
2018年 1月 12日		入管「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直し」公表		難民認定事務取扱要領改正による、BC案件の要件追加を含む。	
1月 15日		法務省：難民認定制度の更なる運用の見直し		案件振り分けの結果に応じて、初回申請者の一部に就労・在留制限を課す。就労制限が課されない案件であっても、難民申請から就労許可が出るまでの期間が8か月に延長された。再申請者については、A案件の場合を除き、在留制限の対象とされた。	
2月 8日		【ケース】チャーター機による一斉送還		ベトナム出身の47人。過去に難民申請をしたことがある24人を含む。	⑩
2月 28日		入管局長「被退去強制命令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」		新たに作成した仮放免運用方針にて「送還の見込みが立たない者であっても收容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで收容を継続し送還に努める」とした。	

95 日本弁護士連合会「警告書」2019年9月24日。  
 96 全国難民弁護団連絡会議「東京高裁の送還違憲判決に従い難民申請者を含む外国籍者の裁判を受ける権利を保障するよう求める声明」2021年9月28日。  
 97 難民支援協会「「行政不服審査法の改善に向けた検討会 中間取りまとめ」に対するパブリックコメントの提出」2021年11月24日。  
 98 『朝日新聞』2016年5月21日朝刊。  
 99 移住者と連帯する全国ネットワークほか「スリランカへの一斉送還（2016年9月22日）に対する抗議声明」2016年10月6日。  
 100 出入国在留管理庁「第8回「第7次出入国管理政策懇談会」議事録」【<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003621.pdf>】（2022年2月16日）。  
 101 日本弁護士連合会人権擁護委員会『難民認定実務マニュアル【第2版】』現代人文社、2017年。



年月日	国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
2018年 6月 15日				一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設を打ち出す。	
7月 5日		【ケース】東京地裁：スリランカケース勝訴		2011年3月に勝訴するも、同年12月に再び不認定とされていたケース。本判決後、12月5日に高裁勝訴し、翌年1月7日付で難民認定証明書が交付された。	68
8月 28日			【ケース】東京地裁：仮放免不許可処分取消訴訟で認容判決	「東日本入国管理センターに收容されていた50代男性が仮放免不許可処分の取消を求めた訴訟において、裁判所は、男性が拘禁性うつ病に罹患し改善が見られないことから、人道上配慮の観点から身柄の解放を相当とする場合に当たるとして、收容されて2年9か月後の不許可処分を違法とした。仮放免不許可処分が違法となる場合について、実質的に判断された初のケース68」	68
8月 30日	人種差別撤廃委員会：第10～11回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・收容・送還」に関する、日本政府に対する勧告一覧参照。	
10月 25日		【ケース】東京高裁：シリアケース集団訴訟敗訴		反政府デモへの参加による迫害のおそれから、難民申請を行うも不認定となり、人道配慮による在留許可を受ける。上告を断念し、判決確定。	102
10月 31日		難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議「難民認定制度運用の見直し（案件の振分け）状況に関する検証結果（第2回）について」		2016年7月から12月までに行われたB・C案件への振分けについて、振分けが「明らかに不適切・不適当と直ちに断定できる案件は見当たらなかったものの、振分けの見直しを検討すべきと考えられる事案や人道配慮に関する検討が必要と考えられる事案などが見られたとの指摘のほか、振分けの検討過程に係る記録が重要であるとの指摘や非国家主体による迫害を申し立てる案件など振分けの適正性を判断するためには更に情報が必要であるとの指摘があった」とする。なお、2018年10月31日以降、有識者会議は実施されていない。	103
11月 16日		第一審判部門首席審査官事務連絡「セカンダリ審査又は口頭審理において「短期滞在」の在留資格を決定して上陸許可を行うこととなったスリランカ人に対する取扱いについて（依頼）」		「スリランカ人の難民認定申請数は増加の一途にあり...当該申請の縮減につなげるのが急務」として、成田空港に到着したスリランカ人に対して、帰国が困難な事情の有無等を聞く「確認票」を記入させるとした。その内容を基に、上陸後の難民申請において、申請書が受理されなかった事例が報告されている。	104
12月 14日		改正入管法公布		2019年4月1日施行。在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、入国管理局を出入国在留管理庁に再編など。	
12月 17日	難民に関するグローバル・コンパクト採択			181か国の賛成により、国連総会にて採択された。①難民受け入れ国への圧力の緩和、②難民の自立の向上、③第三国での受け入れへのアクセスの拡大、④安全かつ尊厳ある帰還のための環境の整備を目的とし、4年に1度の閣僚級会議「グローバル難民フォーラム」の開催を決定。	
12月 25日			外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」		
2019年 1月 21日		難民認定室補佐官事務連絡「難民に該当することを理由に難民不認定処分取消判決が確定している外国人に係る難民該当性の評価について（通知）」		2018年12月5日のスリランカケース国側敗訴を受けたもの。難民不認定処分の取消判決の確定をもって「当該処分における当該外国人の難民該当性...は既に公権的に確認されていることを前提と」するとした。	
3月 5日	子どもの権利委員会：第4～5回日本政府報告書審査 総括所見			難民研究フォーラム「難民行政40年関連資料」内「難民・收容・送還」に関する、日本政府に対する勧告一覧参照。	
4月 1日		外務省：保護費増額		1日あたりの生活費が1,500円から1,600円（子ども半額）に増額された。	105
5月 ー			被收容者によるハンガーストライキ開始	長期收容に対する抗議として、全国の入管收容施設で行われた。	
5月 1日			法務省「出入国在留管理基本計画」		
6月 24日			【ケース】大村入管においてナイジェリア人が飢餓死		
6月 28日		難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民受け入れに関する具体的措置について」		「第三国定住による難民の受け入れ事業の対象の拡大等に係る検討会による検討結果の取りまとめ（2019年5月17日）」を受けたもの。年間の受け入れ数を30人から60人にし、5年後を目途に年間100人程度またはそれ以上への拡大を目指すことや、家族世帯だけではなく単身者も受け入れることを決定。また、対象国をタイ・マレーシアに限定せず、広くアジア地域の国とするとした。	
7月 ー				「2週間仮放免」の運用開始	
9月 17日		【ケース】東京地裁：イランケース勝訴		3回目の申請中だった。原告は並行して、法務省の「さらなる運用の見直し」による在留期間更新許可申請不許可処分に対して取消訴訟を提起していたが、こちらも同日、認容判決が出された。2020年3月18日の高裁判決により、確定。	68
10月 1日		入管「送還忌避者の実態について」公表		複数回申請者や退去強制命令書交付後に難民申請を行った者などを「送還忌避者」とし「難民認定手続中は一律に送還が停止されることに着目して、申請に及んでいる者が一定数存在することが考えられ、こうした難民認定制度の濫用的利用者の存在は、早期送還にとつて大きな支障となっている」とした。公表後、「被送還仮放免者が関与した社会的耳目を集めた事件」として記載された事例のうち1つが、「判決結果を踏まえた記載となっていない106」ことが判明し、入管HPより本資料は取り下げられた。	106
10月 1日			入管「大村入国管理センター被收容者死亡事案に関する調査報告書」		
10月 1日		法務省：收容・送還に関する専門部会設置		第7次政策懇の下に設置。	
12月 17-18日	グローバル難民フォーラム開催				
2020年 3月 20日		【ケース】チャーター機による一斉送還		スリランカ出身の44人。庇護希望者38人を含む。	107
3月 27日		入管「送還忌避者の実態について」公表			
5月 ー		難民問題に関する議員懇談会設立		立憲民主、国民民主、社会民主、沖縄の風、無所属議員が役員を務める。	
5月 14日		難民研究フォーラム：クエリーサービズ開始			
6月 19日		收容・送還に関する専門部会「報告書「送還忌避・長期收容問題の解決に向けた提言」」		第7次政策懇に提出。翌年2月19日の入管法改正案（閣法）の提出につながる。	
8月 28日	国連恣意的拘禁作業部会：意見書採択			国連人権理事会の特別手続の1つ。4～5年にわたって收容されていた難民申請者2人による個人通報を受け、主に以下の点において日本の入管收容は「恣意的」であり、国際法に違反していると判断。入管法の見直しを政府に要請。 ① 收容の必要性について個別の評価をしていないこと（全件收容主義） ② 收容に関する司法審査がなされないこと ③ 無期限收容であること	
2021年 2月 1日	ミャンマー：国軍によるクーデター				
2月 18日		野党6会派「難民等の保護に関する法律案」「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（議員立法）提出		審査未了。	
2月 19日		入管法改正案（閣法）提出		5月18日に成立見送りを決定。	
3月 6日			【ケース】名古屋入管においてスリランカ人が死亡		
3月 31日	国連特別報告者等による共同書簡			入管法改正案（閣法）について、移住者の人権に関する特別報告者、恣意的拘禁作業部会、思想信条の自由に関する特別報告者、並びに拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する特別報告者が、ノン・ルフールマンに関する懸念等を含む共同書簡を日本政府に送付。	108

102 難民支援協会「シリア難民のジュディさん、難民認定を求める裁判で控訴棄却」[ [https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2018/10/post\\_475/](https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2018/10/post_475/) ] (2022年2月15日)。  
 103 第201回国会・質問第134号「我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書」。  
 104 全国難民弁護団連絡会議「スリランカ出身庇護希望者の港湾等における取扱いに関する要請書」2019年6月18日。  
 105 崔洙連「2020年省庁交渉を振り返って『Mネット』」214号、2021年、7～19頁。  
 106 出入国管理在留管理庁「送還忌避者の実態について（令和元年12月末現在）」[ [https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri09\\_00026.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri09_00026.html) ] (2022年2月15日)。  
 107 全国難民弁護団連絡会議「チャーター機による庇護希望者等の集団送還」[ [http://www.jlnr.jp/jnr/wp-content/uploads/2021/10/JLNR\\_211023-1-9\\_%E7%B5%B1%E8%A8%E8%B3%E8%96%9911\\_STAT\\_%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%BC%E6%A9%9F%E3%9B%86%E5%9B%A3%E9%80%81%E9%82%84.pdf](http://www.jlnr.jp/jnr/wp-content/uploads/2021/10/JLNR_211023-1-9_%E7%B5%B1%E8%A8%E8%B3%E8%96%9911_STAT_%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%BC%E6%A9%9F%E3%9B%86%E5%9B%A3%E9%80%81%E9%82%84.pdf) ] (2022年2月16日)。  
 108 Mandates of the Special Rapporteur on the human rights of migrants; the Working Group on Arbitrary Detention; the Special Rapporteur on freedom of religion or belief and the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, "OL JPN 3/2021" [ <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/SRMigrants/Comments/OL-JPN31-03-21.pdf> ] (21 Nov. 2021).

年月日		国際社会の動向	難民に関する国内動向	その他の国内動向	備考	出典
2021年	5月18日		入管法改正案（関法）取り下げ			
	5月28日		入管「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」		情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人に対して、「特定活動（6月又は1年の就労可）」又は「特定活動（6月・週28時間以内の就労可）」を付与し、緊急避難措置として、在留や就労を認めることとした。また、「難民認定申請者については、審査を迅速に行い難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、難民該当性が認められない場合でも、上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認める」とした。	109
	7月21日		入管「国際連合難民高等弁務官事務所との協力覚書の交換について」			
	8月15日	アフガニスタン：カブール陥落				
	9月22日		【ケース】東京高裁：一斉送還違憲判決		非正規滞在者に対する初の違憲判決。2014年12月17日に行われたスリランカ出身者2人のチャーター機による送還について、異議申立て棄却告知の翌日の送還は裁判を受ける権利の侵害であり違憲と判断。確定。	110

109 出入国在留管理庁「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」[ <https://www.moj.go.jp/isa/content/001349360.pdf> ] (2022年3月25日)。

110 近藤敦「チャーター便送還東京高裁違憲判決の意義（難民申請者の裁判を受ける権利と行政の適正手続：名古屋高判と東京高判の異同を中心に）」（入管問題調査会配布資料）（2021年11月17日）。